高農政第 3 3 2 号 令和 7 年 1 0 月 2 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名		高島市
(市町村コード)		(252123)
地域名		マキノ地域 上開田地区
(地域内農業集落名)		(上開田)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年10月2日
励識が流木で取りる	よとめた牛月口	(第2回)

- 注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
 - ・水稲栽培が中心。
 - ・中山間地域であり、傾斜地が多く、農地の保全に多大な労力を要する。獣害被害もあり条件が悪い。
 - ・上開田地区の圃場の1/3は他集落の大農家、さらに1/3を営農組合、残る1/3を個人農家が担っている。個人農家の多くが高齢者で年々圃場の一部を営農組合に委託している。営農組合は主に5名で作業しているが年々 負荷が多く、また若者が組合に参加し盛り上げていくことが課題としてある。
- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - ・水稲を主に栽培している。野菜等は米以上に手間がかかり生産予定はない。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		37.9 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37.9 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

- (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)
 - ・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
 - 注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項					
Ī	(1)農用地の集積、集約化の方針					
•	・継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。					
	(2) 農地中間管理機構の活用方針					
Ì	・担い手への農地集積・集約が進むように目標地図の見直しを進め、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を行					
	う。					
	(3) 基盤整備事業への取組方針					
	・助成金、融資等を利用し用排水路等の維持管理を図る。					
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針					
	・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、					
	相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。					
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
	・JA等から情報提供を受け、必要があれば適時検討する。					
L	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
	☑ ①鳥獣被害防止対策 ☑ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等					
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他					
	【選択した上記の取組方針】 ①山際圃場に沿い電気柵、サイクリング道路側圃場沿いに獣害柵を設置し集落にて草刈りを実施している。 ②唐竹地区において、減農薬、有機肥料による圃場が2筆あり。 ⑦毎年4月に集落にて用水路、排水路整備を実施している。 ⑧乾燥籾摺り用施設にて集約化を進める。 ⑩目標地図と異なる利用を検討する場合は、随時組合内で対応を協議し、計画の変更を市に申し出る。					